

第1章 特許における取組

1. 審査の迅速性を堅持するための取組

(1) 登録調査機関による先行技術文献調査の実施

審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関へ外注することで、先行技術文献調査の質の向上と審査の迅速化の両立を図る施策。

- 2024年度は、先行技術文献調査の総件数13.1万件のうち、8.5万件で英語特許文献検索、1.7万件で中韓語特許文献検索、4千件で独語特許文献検索を実施。
- 登録調査機関の数は、2025年4月1日時点で9機関。うち3機関は、出願人からの依頼を受け、出願済かつ未審査請求の特許出願について先行技術調査を行う特定登録調査機関としても登録。

登録調査機関について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/touroku_chousa.html

特定登録調査機関制度の利用をお考えの皆様へ



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/toroku/tokutei_toroku_202102.html

(2) 早期審査・スーパー早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて通常の審査に比べて早く行う審査。

- 2024年の実績は、1-5-1図及び1-5-2図を参照。
- 2024年の早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均2.3か月。
- 2024年のスーパー早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均0.8か月（DO出願については、平均1.2か月）。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

スーパー早期審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/super_souki.html

2. 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の特許審査の実現に向けた取組を実施。

- 品質保証として、審査官同士の協議（2024年度は約2.8万件）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-3図参照）を実施。
- 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、同委員会において、2024年度の品質管理の実施体制・実施状況について評価。

特許審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/index.html>

(2) 情報提供制度

特許出願に係る発明について提供された情報を、審査官が有効に活用し迅速性と審査の質を向上。

- 2024年の実績は、1-5-4図を参照。
- 審査官、第三者及び出願人にとってより有益な情報提供とするため、制度の改善策の検討や運用の整理を行い、2025年2月に、制度・手続の詳細や審査官が利用しやすい形式のひな型等を掲載したユーザー向けの「手引」、及び情報提供の際に押さえるべき厳選したポイントを記載した「虎の巻」を公表。

情報提供制度



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/johotekyo/index.html>

(3) 審査基準等に関する取組

生成AIをはじめとする最先端技術の急速な発展や特許制度の国際的な調和への要請等に応じて、審査基準等の見直しを実施。

- 問合せが多い事例を中心に、発明の新規性喪失の例外規定（特許法第30条）の適用を受けるための手続における「証明する書面」の記載について整理を行い、2024年8月に、メールマガジンや一斉販売により発明が公開された場合の記載例など、実情に合わせた事例を30条に関するユーザー向けマニュアルに追加。

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/hatumei_reigai.html

(4) 先行技術文献調査のための検索インデックス整備

先行技術文献調査は審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤である検索インデックスを恒常的に整備することが重要。

- FI、Fタームの優れた分類項目を国際特許分類（IPC）化することなどを目的に、各庁の特許分類の担当者が集う国際会合にて議論。
- 共通の特許分類を用いて日本及び外国の特許文献を一括検索可能とすべく、AIを活用して外国特許文献にFI、Fタームを機械的に付与。
- 2024年度は、約300メイングループのFI分類表を改正し、約43テーマのFタームメンテナンスを実施。

特許分類に関する情報



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/index.html>

(5) AI関連発明に関する取組

最新のAI関連技術に関する知見や審査事例を蓄積・共有し審査施策を検討する「AI審査支援チーム」を通じ、各審査部門が、担当する技術分野を超えて連携。

- 2024年4月1日付けで、外部有識者による、技術的な研修及び質問対応等を特許審査官に対して行う「AIアドバイザー」を新設。
- AIを活用した創作の特許法上の保護の在り方を検討する上での基礎資料を作成することを目的として2023年度に実施した調査研究の調査結果を2024年4月に公表し、2024年度も引き続き調査研究を実施。

AI関連発明に関する審査環境の整備について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_seibi.html

AIを活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_protection_chousa.html

外国知的財産制度に関する調査研究（産業財産権制度各国比較調査研究）報告書



https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/zaisanken_kouhyou.html

(6) 面接

審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図るとともに、審査を効率化することを目的として、審査請求された出願を対象に面接を実施。

- 2024年は、全2,196件を実施（うち、オンライン面接951件、出張面接152件）。

面接について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/index.html>

(7) 事業戦略対応まとめ審査

複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う施策。

- 2024年は、23件実施（対象とされた特許出願は195件、意匠出願は27件、商標出願は3件）。

事業戦略対応まとめ審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html

(8) 原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用

2023年4月から、分割出願のうち、原出願の拒絶査定後、拒絶査定不服審判請求に合わせて出願されたものであって、申請がされた案件について、特許法第54条第1項を適用し、原出願の前置審査において出願人に特許査定の際本が送達される又は審判の結果が判明するまで当該分割出願の審査を中止する運用を開始。

- 2024年は、3,553件の審査を中止。

原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan_chushi.html

3. 国際的な連携・協力に向けた取組

(1) 特許審査ハイウェイ (PPH)

第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、第一庁とこの取組を実施している第二庁において、簡易な手続での早期審査を可能とする枠組み。これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援。

- 2025年3月時点で、56庁でPPHを実施。我が国特許庁は44庁とPPHを実施。
- PPH申請件数及びPPH実施庁毎に利用可能なPPH種別等は、1-5-6及び1-5-7図を参照。

特許審査ハイウェイ (PPH) について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>

(2) 特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス)

日本国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、日本国特許庁の審査結果を活用することで、早期の権利取得を可能とする枠組み。

- 2025年3月時点ではブルネイ知的財産庁との間でのみ実施。

特許審査ハイウェイ・プラス (PPHプラス) ガイドラインについて



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html

(3) 特許の付与円滑化に関する協力 (CPG)

日本国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組み。

- 2025年3月時点ではカンボジア工業科学イノベーション省、ラオス知的財産局との間で実施。

特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>

(4) 日米協働調査試行プログラム

日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組。

- 2020年11月から2年間の第3期試行プログラムを開始。試行は2年間延長されたのち、2024年10月をもって終了。

日米協働調査試行プログラムについて



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>

(5) 審査官協議・審査実務指導

日本企業の新興国等へのグローバルな事業展開を支援するため、各国特許庁の審査官との協議、および国際研修指導教官による新興国審査官への研修（審査実務指導）を行う取組。

- 2024年度は、日本国特許庁の延べ24名の審査官が対面での審査官協議に参加。
- 2024年度は、日本国特許庁の延べ12名の国際研修指導教官等が約300名のASEAN諸国を含む海外の審査官に対して研修を提供。国際研修指導教官は、産業財産権人材育成協力事業（JPO/IPR研修等）においても研修を提供。

国際研修指導教官による研修提供



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html

(6) PCT国際出願の国際調査の管轄

日本国特許庁は、国際調査機関として、海外で受理されたPCT国際出願についても国際調査報告を作成できるよう、アジア新興国等を中心に管轄国を拡大。ASEANにおいてPCTに加盟している9か国、米国、インド、韓国、サウジアラビア及びウルグアイの国民又は居住者によるPCT国際出願に対し、出願人が国際調査機関として日本国特許庁を選択した場合、国際調査報告を作成。

日本国特許庁によるPCT国際調査・予備審査の管轄拡大



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/pct_isa_ipea.html

4. その他の取組

(1) 特許出願技術動向調査

市場創出・拡大が見込まれる最先端技術テーマについて、日本の強み・課題等を特許情報等に基づいて調査。

- 2024年度は、「ペロブスカイト太陽電池」、「偏光板」、「可燃性冷媒を用いたシステム」、「mRNA医薬」、「メタバース時代に向けた音声・音楽処理」を調査。
- 各国・地域における全体的な特許出願動向の調査として「特許マクロ調査」を実施。

特許出願技術動向調査



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>

(2) グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（Green Transformation Technologies Inventory ; GXTI）

特許庁では、審査官の知見を活用することにより、2022年6月に、グリーン・トランスフォーメーション（GX）技術に関する特許情報を簡単に分析できるよう、GX技術を俯瞰する技術区分表（GXTI）と各技術区分に対応する特許検索式を世界に先駆けて作成・公表。

各企業におけるGXに関する取組のグローバルな発信等にGXTIを用いた特許分析が活用されることを想定。

2023年5月にGXTIに基づく特許情報分析の結果を公表。

グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）



<https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

GXTI技術区分表



https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti-gaiyo.html#gxti_kubunhyou

- 2025年2月にGXに関する技術を俯瞰するためのGX技術区分表に基づく検索を、特許庁HPから簡便に実施する機能を公表。

(3) 特許出願の非公開制度

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に基づく特許出願の非公開制度において、特許庁は、政令で指定された特定技術分野等に属する発明が記載されている出願を選別して内閣総理大臣（内閣府）に送付する第一次審査を実施（日本国内でした特定技術分野等に属する発明は、日本への第一国出願が義務付けられるため、日本に出願せずに外国出願することは禁止）。

内閣府では特許庁から送付された出願に対して保全審査を行い保全指定の要否を判断し、特許庁では、保全審査中及び保全指定中の出願の出願公開及び査定（特許査定、拒絶査定）を留保（出願審査請求がされれば査定の直前までは、特許審査を進めることは可能）。

外国出願禁止の事前確認（日本へ出願せずに外国出願しようとする者が、外国出願禁止の対象であるか判断に迷う場合に特許庁長官に確認する手続）も実施。

- 2024年5月から、制度の運用を開始した。
- 特許庁は、内閣府と連携して、制度概要、手続の流れ、外国出願に関する留意事項などについて、事業者などが制度に対する理解を促進できるよう、広報活動や情報提供を実施。特に、2024年9月に、解説漫画「漫画で分かる特許出願非公開制度のポイント」を公開。
- 政府は、2025年1月に、同時に発効する国際特許分類の改正に伴う、特定技術分野に係る国際特許分類記号を変更する施行令の一部を改正する政令（特定技術分野の範囲に実質的な変更はない）を施行。

特許出願非公開制度について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

解説漫画「漫画で分かる特許出願非公開制度のポイント」



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/comic_hikokai.html